



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権プラザ便り [ 結び ]

(公財) 東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

## さまざまな被害に苦しむ人たちのSOSに、 迅速な対応ときめこまかな支援を—2013年。

### 希望の明日へ



#### ◆DV被害から心機一転!

2013年が明けました。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

新年早々、うれしいことがありました。DV(配偶者からの暴力:ドメスティック・バイオレンス)被害で元夫のもとから脱出して暮らしている方からの朗報です。元夫との離婚が成立したと知らせてくれました。すでに10年の歳月が流れています。「少しずつ元気になりつつあります。今年は良い年を迎えられるよう心がけていきたいと思えます」と年賀状に添えられた文面に安堵しました。

2011年7月に相談を受けた方ですが、それ以降、継続的な関わりのなかで見守ってきました。ほんとに心機一転、新しい生活がはじまったことを心から喜んでいます。

#### ◆増加するDV被害者、9年間で2倍強

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』(通称、DV防止法)が施行されたのは2001年10月。この法律の目的は、「配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る」ことです。

実際、配偶者からの暴力が関係する相談件数はどれくらいあるのでしょうか。配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移をみると、調査を開始した2002年度が35,943件で、それ以降年々増加しています。最新の調査である2011年度では82,099件、調査開始当初と比べて2.28

倍です。ちなみに、支援センターの数も87か所から210か所に増えており、徐々に支援体制が整備されてきたことをうかがわせます。

支援センターと位置付けられているのは、婦人相談所、女性センター、福祉事務所・保健所、児童相談所、その他(支庁等)となっています。相談件数がいちばん多いのは、婦人相談所です(以上、内閣府男女共同参画局の資料による)。

#### ◆寄り添って自立を支える支援が不可欠

被害者の皆さんはさまざまな困難を抱えています。相談を受けた方もうつ病を患っていますが、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」(内閣府が2006年10~11月実施)結果によると、「配偶者等からの暴力により、怪我をしたり、精神的に不調をきたしたことが『ある』人(90.1%)は9割を占めている」と指摘。

また、「配偶者等と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、『当面の生活をするために必要なお金がない』(54.9%)が最も多く、以下、『自分の体調や気持ちが回復していない』(52.9%)、『住所を知られないようにするため住民票を移せない』(52.6%)、『裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要する』(48.9%)、『相手が怖くて家に荷物を取りに行けない』(48.1%)、『適当な就職先が見つからない』(36.7%)等となっている」と。

男女共同参画局は「一人ひとりの被害者のニーズに配慮した支援を行うという視点が肝要」とし、きめこまかい継続的な自立支援を謳っていますが、実際にはDV被害者が抱えているさまざまなニーズに応えながら、自立していきいきと暮らしている寄り添い型支援が求められています。

## 安心して働くための 制度を知ろう

中小企業や個人事業主が、従業員が辞めたときに雇用保険にかかわる手続が必要なることを知らないといったケースがありました。働く皆さんが安心して働くためにどんな制度があるか、簡単に説明します(参考:『知って役立つ労働法』厚労省)。

### ●雇用保険とは

雇用保険は、労働者が失業した場合に、生活の安定と就職の促進のための失業等給付を行う保険制度です。勤め先の事業所規模にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上で、②31日以上雇用見込がある人は適用対象となります。

雇用保険制度への加入は事業主の責務であり、自分が雇用保険制度への加入の必要があるかどうか、ハローワークに問い合わせることも可能です。保険料は労働者と事業主の双方が負担します。

自己都合ないしは会社の倒産等により失業してしまった場合には、基本手当(=失業給付)の支給を受けることができます。その額は、在職時の給与等によって決定されます。

雇用保険に関する各種受付はハローワークで行っていますが、事業主は労働者を雇用したときは「雇用保険被保険者資格取得届」を、「被保険者となった日の属する月の翌月10日まで」に提出します。また、被保険者が離職、死亡等したときは、「雇用保険被保険者資格喪失届」および「雇用保険被保険者離職証明書」(失業給付を受ける場合に必要)を、「被保険者でなくなった事実があった日の翌日から起算して10日以内」に提出します。

### ●労災保険とは

労災保険は、労働者の業務が原因の怪我、病気、死亡(業務災害)、また通勤の途中の事故などの場合(通勤災害)に、国が会社に代わって給付を行う公的な制度です。

労働基準法では、労働者が仕事で病気やけがをしたときには、使用者が療養費を負担し、その病気やけがのため労働者が働けないときは、休業補償を支払うことを義務づけています(労働基準法

第75、76条)。しかし、会社に余裕がなかったり、大きな事故が起きたりした場合には、十分な補償ができないかもしれません。そこで、労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を得られるように労災保険制度が設けられています。

基本的に労働者を一人でも雇用する会社は加入が義務づけられており、保険料は全額会社が負担します。パートやアルバイトも含むすべての労働者が対象となり、給付が受けられます。

会社が加入手続きをしていない場合でも、事故後適用が可能であり補償を受けられます。各種受付は労働基準監督署で行っています。

### ●健康保険とは

健康保険は労働者やその家族が、病気や怪我をしたときや出産をしたとき、亡くなったときなどに、必要な医療給付や手当金の支給をすることで生活を安定させることを目的とした社会保険制度です。病院にかかる時に持って行く保険証は、健康保険に加入することでもらえるものです。これにより、本人が病院の窓口で払う額(窓口負担)が治療費の3割となります。

健康保険は①国、地方公共団体又は法人の事業所あるいは②一定の業種(※)であり常時5人以上を雇用する個人事業所では強制適用となっており、適用事業所で働く労働者は加入者となります(パート、アルバイトでも、1日または1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上あれば加入させる必要があります)。また、保険料は、事業主と労働者が折半で負担します。

### ●厚生年金保険とは

厚生年金保険は、労働者が高齢となって働けなくなったり、何らかの病気や怪我によって身体に障害が残ってしまったり、大黒柱を亡くしてその遺族が困窮してしまうといった事態に際し、保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

厚生年金保険適用事業所と保険料負担は、健康保険と同様です。※一定の業種…製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス事業、運送業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介周旋業、集金案内広告業、教育研究調査業、医療保健業、通信報道業など